

自転車安全利用条例

令和3年(2021年)4月1日施行

条例の主な内容

自転車利用者の責務

- ・道路交通法の遵守、他人に迷惑を及ぼさない
- ・歩行者への安全配慮、ヘルメットの着用
- ・自転車の定期的点検と必要な整備

自転車損害賠償保険等(※)への加入義務

- ・自転車利用者(未成年者の場合は保護者)は自転車損害賠償保険等に加入しなければならない
- ・事業者や自転車貸出業者は自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない
- ・自転車小売業者は購入者の保険加入の確認と保険情報等の提供に努めなければならない



自転車も交通ルールを正しく守って！！

- ・自転車は車道の左側通行が原則
- ・歩道では歩行者優先、歩行者がいるときは徐行、一時停止、押し歩きしてください
- ・交差点では信号に従い自転車横断帯を通行、見通しの悪い交差点では必ず一時停止を！
- ・横断歩道を通行する場合は徐行し、歩行者がいれば横断を妨げないよう一時停止か押し歩きを！

※自転車損害賠償保険等とは
自転車事故により生じた他人の生命または身体の
傷害を補償することができる保険又は共済のことです。



自転車も車の一種！
交通ルールを守って
安全運転じゃ！！

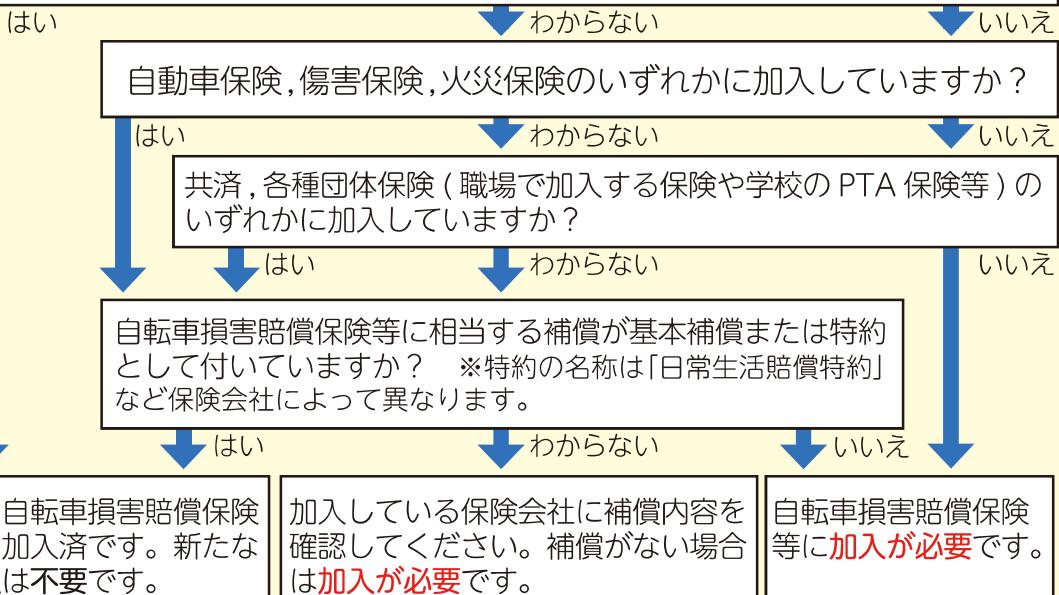
自転車の保険加入が義務になります
保険等の詳しい内容はチラシの裏側
をご覧ください

保険の加入状況を確認してみてください

自転車損害賠償保険等 加入状況確認フローチャート

自転車利用中の事故により他人に損害を与えた場合に備えて、損害を補償できる保険（自転車損害賠償保険等）に加入していますか？

※点検整備を受けると自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。



対象となる保険の種類は色々あります

保険の種類	概要
個人賠償責任保険 (日常生活賠償保険)	自転車保険
	自動車保険の特約
	火災保険の特約
	傷害保険の特約
TSマーク付帯保険	点検・整備とセットで自転車に保険が付く（保険期間は1年、自転車にTSマークが貼られる）
団体保険	会社などの団体保険、学校やPTAが窓口となる保険
共済	全労済（こくみん共済）、県民共済など
施設賠償責任保険（事業者向け）	業務活動中の事故に備えた保険（企業賠償責任保険、施設所有管理者賠償保険など）

※保険料、特約の名称、補償内容は保険会社によってそれぞれ異なります。また、1つの保険で御家族全員が被保険者となる場合もありますので、必ず補償内容を御確認ください。

※保険によっては1年ごとに更新が必要です。更新忘れに注意してください。

詳しくは、宮城県のホームページをご覧ください

問合せ先：宮城県総合交通対策課

☎ 022-211-2438

宮城県 自転車条例

検索



この印刷物は150,000枚作成し、1部当たりの印刷単価は約@1.59円です。